

城陽市高齢者等ごみ出し支援事業の
概要と事務手引き

令和6年10月

市民環境部環境課

福祉保健部福祉課・高齢介護課

<目次>

1. 事業の概要	1
2. 事業の内容と対象者要件	1
(1) 事業の内容	1
(2) 対象者の要件	1
3. 事業利用に関する手続きについて	2
(1) 事務手続きの概要	2
(2) 利用開始までにすること	3
(3) 利用開始後の連絡調整や手続きについて	3

1. 事業の概要

「城陽市高齢者等ごみ出し支援事業」（以下「事業」という。）は、地域のごみステーションに自ら家庭ごみを排出することが困難で、ホームヘルプサービスを利用している高齢者や障がいのある人（以下「高齢者等」という。）で、一定の要件を満たした人を対象に、収集業者が自宅からごみを戸別収集する事業です。

2. 事業の内容と対象者要件

（1）事業の内容

①収集対象の家庭ごみ

燃やすごみ、燃やさないごみ、空カン、空ビン、ペットボトル、紙パック
プラマーク製品

②事業の範囲

- ・利用者の自宅（玄関前や敷地内の収集しやすいところ）から処分場まで
- ・宅内に入っでの収集は行いません。

③ごみの排出方法

- ・ごみの分別は、ごみステーションに出す場合と同じです。分別が不十分な場合は収集できません。
- ・ごみの分別は、利用者本人もしくはホームヘルプサービスにおいて実施してください。

④ごみの収集日

週1回となります。具体的な曜日は利用決定時に通知します。
（12月30日～1月3日を除く）

⑤安否確認

指定された日にごみが排出されていない場合は、収集業者がインターホン等で安否確認を行います。

（2）対象者の要件

市内に居住し、次の①～④のいずれかに該当する者のみで構成される世帯に属する者のうち、ホームヘルプサービスを現に利用し、かつ、ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な者。

- ①65歳以上の高齢者で、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定において要介護1以上の認定を受けた者
- ②身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級に該当する者
- ③療育手帳の交付に関する規則（平成12年京都府規則第10号）第3条第2項の規定により療育手帳の交付を受け、障害の程度がAに該当する者

- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する者

上記以外に、高齢者もしくは障がい者のみで構成される世帯や、その他市長が必要と認める世帯についても対象とします。（個別にご相談ください。）

ホームヘルプサービスの内容

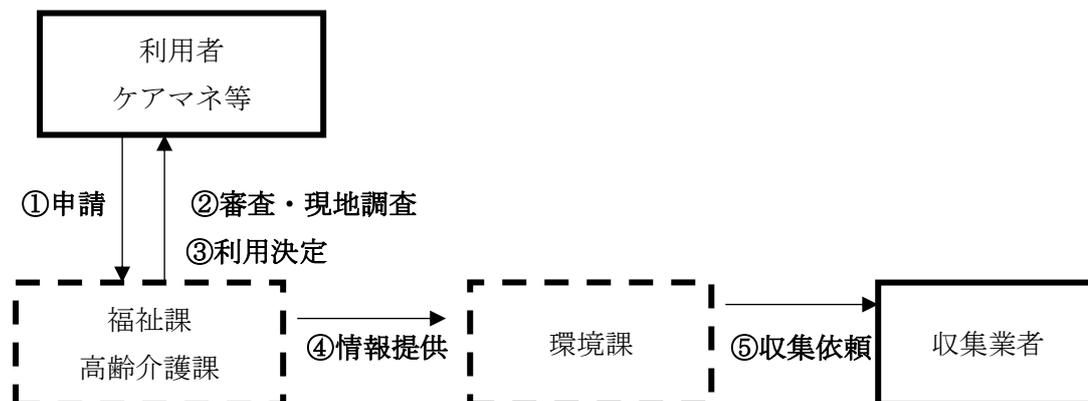
- ・訪問介護（介護保険法第8条第2項）
- ・小規模多機能型居宅介護（介護保険法第8条第19項）
- ・居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項）
- ・重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第3項）

3. 事業利用に関する手続きについて

- ・利用希望者が手続きを行うことが難しい場合は、親族やケアマネジャー等が行ってください。
- ・申請書等に基づき審査を行うため、正確な記入をお願いします。

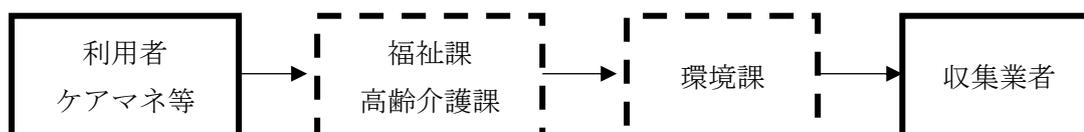
(1) 事務手続きの概要

◆戸別収集利用開始まで



◆戸別収集利用開始後

申請内容の変更や事業の休止・廃止・再開



(2) 利用開始までにすること

①申請

- ・利用対象者となる方は、「城陽市高齢者等ごみ出し支援事業利用申請書」に必要事項を記入し、市役所福祉課もしくは高齢介護課に提出してください。

②申請内容の審査・現地調査

- ・申請書に基づき、対象者要件の確認やケアマネジャー等への聞き取り等を行います。
- ・現地調査を行い、収集場所の確認等を行います。

③利用決定通知

- ・利用の可否について、申請者に通知を行います。
- ・収集業務を担当する環境課に情報提供を行います。
- ・必要に応じて、ケアマネジャー等にも情報提供を行います。

④収集依頼

- ・環境課より収集業者に収集依頼を行います。

<ごみの出し方>

- ・ふた付きのポリ容器を準備してください。市からお渡しするシールをポリ容器のふたに貼り付けてください。

(ポリ容器の例)



(3) 利用開始後の連絡調整や手続きについて

①収集を休止・廃止する場合

利用者もしくはケアマネジャー等から、福祉課もしくは高齢介護課に休止届（廃止届）を提出してください。

②休止していた収集を再開する場合

休止時と同様に、利用者もしくはケアマネジャー等から再開届を再開1週間前までに提出してください。

③排出方法が不適切な場合

分別が不十分である等、収集に支障をきたす状態が続く場合は、ケアマネジャー等に連絡をします。